

◎地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>  <u>に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準</u></p> <p>一 指定障害福祉サービス等（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第16までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表</p>	<p><u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準</u></p> <p>一 指定障害福祉サービス等（<u>障害者自立支援法</u>（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第16までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表</p>

介護給付費等単位数表

第1 居宅介護

1 居宅介護サービス費

イ・ロ (略)

ハ 家事援助が中心である場合

(1)～(3) (略)

(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 236単位

(5)・(6) (略)

ニ・ホ (略)

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあっては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）

介護給付費等単位数表

第1 居宅介護

1 居宅介護サービス費

イ・ロ (略)

ハ 家事援助が中心である場合

(1)～(3) (略)

(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満 236単位

(5)・(6) (略)

ニ・ホ (略)

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあっては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1

が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定相談基準」という。）第3条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。）、指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において準用する指定相談基準第3条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。）、指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。））への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以

項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定相談基準」という。）第3条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。）、指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において準用する指定相談基準第3条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。）、指定特定相談支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。））への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手

下单に「通院等」という。)のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。) (身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護(以下「指定居宅介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

3～15 (略)

2～6 (略)

第2～第4 (略)

第5 療養介護

1～4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) (略)

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者(法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整その他の相談援助

続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。) (身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護(以下「指定居宅介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

3～15 (略)

2～6 (略)

第2～第4 (略)

第5 療養介護

1～4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) (略)

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者(障害者自立支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整そ

を行った場合

6・7 (略)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ～ハ (略)

注1 イ及びロについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」という。)、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護(以下「特定基準該当生活介護」という。)(以下「指定生活介護等」という。)を行った場合に、利用定員(多機能型事業所(指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。)である指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。))第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)にあっては当該昼

の他の相談援助を行った場合

6・7 (略)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ～ハ (略)

注1 イ及びロについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護(以下「指定生活介護」という。)、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護(以下「特定基準該当生活介護」という。)(以下「指定生活介護等」という。)を行った場合に、利用定員(多機能型事業所(指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。)である指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。))第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第1

間実施サービスの利用定員の合計数とする。第11から第15までにおいて同じ。)及び障害程度区分に応じ((5)に該当する場合にあっては、区分5とみなして、利用定員に応じ)、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)～(5) (略)

2～8 (略)

2～9 (略)

#### 10 食事提供体制加算 42単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第22項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)

1から第15までにおいて同じ。)及び障害程度区分に応じ((5)に該当する場合にあっては、区分5とみなして、利用定員に応じ)、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)～(5) (略)

2～8 (略)

2～9 (略)

#### 10 食事提供体制加算 42単位

注 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第22項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年

の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する

11～15 （略）

第7・第8 （略）

第9 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費（1日につき）

イ～ホ （略）

注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者）にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずる

厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する

11～15 （略）

第7・第8 （略）

第9 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費（1日につき）

イ～ホ （略）

注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者）をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずる

ものを利用したことがある者に限る。第16の1の注1において同じ。) に対して、指定共同生活介護（指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～9 (略)

1の2～12 (略)

第10・第11 (略)

第12 自立訓練（生活訓練）

1～7 (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練

ものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）（第16の1の注1において「身体障害者等」という。）に対して、指定共同生活介護（指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～9 (略)

1の2～12 (略)

第10・第11 (略)

第12 自立訓練（生活訓練）

1～7 (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練

(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者(法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9～14 (略)

第13 (略)

第14 就労継続支援A型

1～11 (略)

12 重度者支援体制加算

イ～ハ (略)

注1・2 (略)

3 ハについては、法附則第21条に規定する特定旧法指定施設(以下「特定旧法指定施設」という。)から移行した指定就労継続支援A型事業所等が指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の5以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年3月31日までの間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

4 (略)

13～16 (略)

第15 (略)

第16 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費(1日につき)

イ～ハ (略)

(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9～14 (略)

第13 (略)

第14 就労継続支援A型

1～11 (略)

12 重度者支援体制加算

イ～ハ (略)

注1・2 (略)

3 ハについては、障害者自立支援法附則第21条に規定する特定旧法指定施設(以下「特定旧法指定施設」という。)から移行した指定就労継続支援A型事業所等が指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の5以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年3月31日までの間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

4 (略)

13～16 (略)

第15 (略)

第16 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費(1日につき)

イ～ハ (略)

注1 イからへまでについては、主として区分1に該当する障害者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない障害者に対して、指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～9 （略）

1の2～10 （略）

注1 イからへまでについては、主として区分1に該当する身体障害者等又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない身体障害者等に対して、指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～9 （略）

1の2～10 （略）